

疑似約束(illusory promise)について(その1)

安藤 誠二

梅花香る或る陽春の午後、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は、常に変わらず、相前後して荒井老年の家に集合した。

話題は近頃流行の IT 革命である。アメリカでは法定内の IT 化が急速に進んでいる。マイクロソフト独禁法違反事件控訴審の口頭弁論が 2001 年 2 月 26、27 日にコロンビア特別区連邦控訴裁判所大法廷で開かれた。盲目の判事一人を除き、6 人の裁判官各自の机上にはラップトップ・パソコンが配置されていた。両当事者から提出される準備書面など全ての書類は CD-ROM 化が事前に指示されていたため、参照判例、書証、申立書類、ビデオ証言など約 1,500 のリンクが付く合計 4 枚の CD-ROM が準備されていた。また、パソコンはインターネットに常時接続され、裁判官は必要の都度、レキシス(Lexis)やウェスト・ロー(WestLaw)の法律データベースを即時に検索できた。それだけではない。裁判官は、審理中リアルタイムで、法定内に控える調査官(law clerk)とパソコン画面上での意見交換を行っていたのである。

荒井(A)「今日のテーマは疑似約束(illusory promise)です。最初に取り上げる判例は最新のものです。」

馬場(B)「2001 年 3 月 2 日に言渡された判決ですから、当に直近です。」

千葉(C)「このように最新判例が容易に入手できるようになったのも IT 革命の恩恵ですね。」

土井(D)「しかし検索が大変でしょう？」

荒井「しかしそうでもないのです。手段は秘中の秘ですが。」(笑い)

馬場「疑似約束は、約束の衣を纏いながらも、約束者が履行と不履行を随意に選択できるため、真の約束にはなりません。」

土井「そのような約束は無効ですから、強制できない。」

千葉「当事者の義務に相互性(mutuality)が欠如する場合に疑似約束が問題になります。」

荒井「皆さんそれぞれに事前準備が出来ているようですから、早速第 1 巡回区連邦控訴裁判所の判決 に入りましょう。」

馬場「原審はプエルト・リコ地区連邦地裁ですね。不調に終わった不動産売買取引に関する事件です。」

土井「第三者寄託金(deposit held in escrow)の返還を求めて敗訴した原告が控訴したのですね。」

千葉「私から事実関係を説明します。」

荒井「お願いします。」

千葉「被告(複数)はプエルト・リコの北部海岸に面した一等地の所有権者です。土地の名はマー・チキータと言います。原告(複数)は不動産開発業者です。原告は豪華ホテル、集団高層住宅、及びゴルフ場の開発を目論んでいました。そこでマー・チキータに目を付けたのです。」

馬場「直ぐには売買契約を結ばなかった？」

千葉「1996年6月6日に両当事者はマー・チキータ不動産に関する買取オプション証書(Deed of Option to Purchase)に署名しました。売買価格は7百50万ドルです。原告は証書に記載したオプション期間内にプエルト・リコ政府から債券融資が取得できれば、この金額を支払うと約束しました。」

土井「債券融資とは？」

荒井「おそらく政府保証債のことでしょうね。」

土井「オプション期間は3期間に分かれますね。」

荒井「第2、第3の期間は訴訟と深くは関係しないので、ここでは省略しましょう。」

千葉「当初オプション期間(Initial Option Period)は、第三者に寄託する10万ドルの保証金を見返りとして原告に不動産買取権が与えられる90日間です。この期間は追加の保証金無しに更に60日間延長できます。」

土井「詳しいことは別にして、この後に第2オプション期間と第3オプション期間が続くのですね。」

馬場「拘っていますね。」(笑い)

千葉「証書に署名した後、原告は政府からの債券融資取得に必要な共有権益者を募集するためスミス・バーニー(Smith Barney)と契約しました。」

土井「スミス・バーニーは投資銀行ですね。」

千葉「その他に、原告はプエルト・リコ観光局の代表者に接触しました。政府保証債発行に必要な観光振興基金の支持を得るためです。そうこうしている中に、1996年9月4日には当初オプション期間の90日が満期を迎えました。そこで原告は無償で期間を11月4日まで60日間延長しました。」

馬場「期間延長には被告側の事情もありましたね。」

千葉「マー・チキータ不動産の権益を巡って第三者から訴訟が提起されました。しかし訴訟問題もやがて解決し、9月20日には判決確定の通知が原告に届きました。」

土井「スミス・バーニーの共有権益者募集はどうなりましたか？」

荒井「それが難航していたのです。政府保証債募集に必要な投資額に 6 百万ドル程不足していました。」

土井「殆ど集まっていないも同然です。(笑い) 観光振興基金の方は？」

荒井「裏保証がない限り不足額について保証することは出来ないと言基金は答えています。」

馬場「キャッチ・トゥエンティトウー(Catch-22)ですね。」

土井「動きの取れない閉塞状況？」

千葉「原告は保証人を探すため八方手を尽くしました。チ・チ・ロドリゲス(Chi Chi Roderiguez)にも会いました。」

土井「プロ・ゴルファーの？」

荒井「そうです。両膝を地面に付けたままドライバーで 250 ヤードも飛ばすなど、曲芸でも有名でした。現役時代には日本にもファンが多かった。」

千葉「原告の説明によると、ロドリゲスは 20 万ドルを送金すると約束しました。原告としては、その半分以上を当初オプション期間のため寄託した保証金に、残り半分以上を第 2 オプション期間の保証金に充当する心算でした。」

土井「ところが入金しなかった？」

千葉「当初オプション期間が切れる 11 月 4 日になっても 20 万ドルが届かなかったのです。」

馬場「原告が第 2 オプション期間(Second Option Period)を取得するためには、更に 10 万ドルを第三者寄託しなければなりません。」

土井「第 2 オプション期間は無関係だったのでは？」(笑い)

馬場「これっきりです。(笑い) 後には出てきません。」

千葉「翌日 5 日が休日であったため、11 月 6 日に関係者の会合が開かれました。会合には原・被告各社の代表者の他に、それぞれの弁護士が同席しました。」

荒井「原告弁護士の事務所で開かれた会議の経過が重要です。」

土井「千葉君丁寧に説明願います。」(笑い)

千葉「遅れているチチ・ロドリゲスからの資金も 10 日以内には入金期待できると原告が述べたため、被告は不満ながらも、原告オプション期間の 2 週間延長に同意しました。」

土井「無条件ですか？」

千葉「いいえ。もしスミス・バーニーが投資者の獲得に成功していれば、原告は同社に約 100 万ドルの手数料を支払わなければならなかったのです。原告は未入金 10 万ドルに代えて、この約 100 万ドルを被告に提供すると申し出ました。」

荒井「可成り慌ただしい会合だったようですね。」

千葉「そうです。原告の代表者が乗るヨーロッパ向け航空機の出発時間が迫っていました。原告の弁護士は原告から被告に宛てた書簡を急いで起案しました。首題は『マー・チキータ不動産購入オプション証書の件』(Re: Deed of Option to Purchase Mar Chiquita Properties)です。」

土井「内容は？」

千葉「当初オプション期間を 1996 年 11 月 20 日 24 時まで延長することを要請し、被告に承諾の署名を求めています。更に書簡案には、当初オプション期間を延長しても、証書に定める第 2、第 3 のオプション期間には変更のないことが記されていました。」

土井「100 万ドルの提供がありましたね。」

馬場「そうそう。それが大切です。」

荒井「急かさないで下さい。」(笑い)

千葉「直訳するようになります。『上記延長に対する約因として、買主は売主に対して、有限共有権益の販売が成就していたならスミス・バーニーに支払ったであろう手数料と同額の銀行振出小切手を支払うものとする。』(In consideration for the aforesaid extension, Purchaser shall pay to Sellers by bank manager's check a sum equal to the fee that would otherwise have been paid to Smith Barney for the sale of limited partnership interests.)」

馬場「『に対する約因として』(in consideration for)ですか？通常は『を約因として』(in consideration of)ですね。前置詞が違います。」

荒井「良く気が付きましたね。(笑い) 売主の期間延長承諾を法的に有効とする約因、つまり買主の反対約束、が小切手支払となるのです。」

土井「どちらを主とし、どちらを従とするかの違いですね。」

千葉「被告は弁護士と別室で数分間相談した後、書簡に承諾の署名をしました。その後の 2 週間、原告はロドリゲスからの資金援助を引続いて求めたのですが実現しませんでした。」

土井「原告としては不動産開発を断念せざるを得ないでしょう。」

千葉「11 月 20 日に原告は被告に手紙を送り、政府から保証債融資が承認されなかったため買取オプションを解約する(terminate)と通告しました。」

土井「余談になりますが、同じ解約でもターミネーション(termination)とキャンセルーション(cancellation)はどう違うのでしょうか？」

馬場「統一商事法典 では、相手方当事者の違反に応じて契約を終了させることをキャンセルーション、違反以外の理由、つまり契約または法によって与えられた権限に従って契約を終了させることをターミネーションと定義しています。」

荒井「一般的にはターミネーションを広義に捉え、キャンセルーションも含むものとして使用していますね。」

千葉「ターミネーションの意味でレシジョン(rescission)を用いた判例も見掛けます。」

荒井「混同は望ましくありません。レシジョンには解除つまり契約無効化(avoidance of the contract)の意味合いがあるからです。」

千葉「原告は被告に宛てた解約通知と同時に、第三者に寄託した保証金 10 万ドルの返還を求めました。ところが被告はこれに応じて、原告には背信行為があったと非難し、当初オプション期間に対する保証金の返還を求める権利が証書上認められるとしても、背信行為によってそのような権利を原告は既に放棄している(waive)と反論しました。」

土井「そこで訴訟になった。」

千葉「1997 年の 2 月 15 日に、原告は保証金 10 万ドルの返還を求めて訴えを提起しました。これに対して、被告はスミス・バーニーがらみの手数料 100 万ドルの支払を求める反対請求を行いました。」

馬場「プエルト・リコ地区連邦地裁は双方の請求を斥けていますね。」

千葉「ペレス・ギメネス連邦地裁判事は、先ず原告からの保証金返還請求について、1996 年 11 月 6 日付書簡は文意明瞭であって、当初オプション期間を 1996 年 11 月 20 日まで延長する当事者意思の証明であると言っています。しかしながら判事は、この期間延長には約因の裏付けが無く、結果的に、11 月 6 日付書簡は法律上無効な契約(invalid contract)であると判断しました。」

土井「書簡が無効となると、当初オプション期間は 1996 年 11 月 4 日に期限が経過しています。期限経過前に原告が返還請求を行わなかったのだから、被告は 10 万ドルの保証金を留保できますね。」

馬場「この判断は被告の申立に応じたサマリー・ジャッジメント(summary judgment)です。重要事実について真の争点が存在しないと判断して、法律問題だけで問題を解決したのです。」

千葉「地裁は、スミス・バーニーに支払わずに済み、代わりに被告に提供されることとなった手数料 100 万ドルについては、逆に原告の申立てたサマリー・ジャッジメントを認め、手数料は不動産取引に対する成功報酬である(contingent on completion of the land transaction)と判断しました。」

土井「取引成就が停止条件ですね。」

千葉「被告は手数料については控訴していません。」

土井「結局、第 1 巡回区連邦控訴裁判所が審理したのは、原告の控訴した 10 万ドルの保証金だけですね。」

馬場「そうです。問題は約因の有無です。」

荒井「千葉君ご苦労様でした。暫く休憩しましょう。」

荒井夫人がコーヒーに添えてウィスキー・ボンボンを出してくれた。数日遅れのバレンタイン・デーであろうか？

裁判 IT 化の話が続いた。今回のマイクロソフト独禁法違反事件控訴審では、誰でも事前に申込み、裁判記録をデジタル情報で入手できる。当事者の準備書面、口頭弁論要旨、判決文などが、裁判所から即時に E-Mail で送られてくる。わざわざ請求しなくとも自然に情報が流れてくる。情報の中にはデジタル化された音声もあるため、証言や弁論を肉声で聞くことすら可能である。

荒井「控訴審判決については馬場君に説明をお願いします。先ず両当事者の主張から。」

馬場「買取オプション証書の有効性について両者に争いはありません。問題は 11 月 6 日付書簡の有効性と、同書簡の買取オプション証書に対する関係です。」

土井「約因の有無が問題でしたね。」

馬場「原告の主張によれば、2 週間に亘って保証金 10 万ドルの支配を放棄していること、及び取引成就の暁に 100 万ドルを支払うことが、約因を構成しています。加えて原告は、誠実行為義務があるため買取オプションを解約する権利を行使できなかったと主張しました。これに対して被告は、書簡には約因の裏付けが無く、原告の約束は疑似的 (illusory) だと反論しました。」

土井「待ちに待った疑似約束が出てきました。」(笑い)

千葉「約因とは何か？これが最初の問題です。双務契約では相互に交わした約束がそれぞれに対する約因となります。」

土井「各当事者に利益 (benefit) または不利益 (detriment) をもたらすような相互的約因 (mutual consideration) が根拠となって両当事者が契約上拘束されるのですね。」

馬場「第 1 巡回区連邦控訴裁判所の判決はプエルト・リコ最高裁による蒼生した判決文を引用しています。」

土井「そんなに古いのですか？」

荒井「古いと言うのが妥当かどうかは別にして、1905 年の判決ですから新しいとも言えない。(笑い) 何れにせよ、連邦裁判所は所在地実体法を適用しなければなりません。」

馬場「プエルト・リコ最高裁は概要次のように言っています。契約成立の前提となる約因を構成する利益とは、一方当事者が相手方当事者から受取り、または後者が前者に債務を負担する利益であって、それ以前には前者が何らの権利を持っていなかった利益です。また約因を構成する不利益とは、一方当事者が本来負担していないにも拘わらず、相手方当事者のために負担する不利益です。このような利益または不利益の存在が契約に強制力を与える根拠となります。」

土井「一審の連邦地裁が原告の請求を斥けたのは、約因をどの様に理解したからなのでしょうか？」

千葉「手数料 100 万ドルの支払が原告による操作可能な将来発生事象、つまり不動産取引の成就、を停止条件としているため、原告の被告に対する約束は擬似的であると地裁判決は説いています。また原告は、ホテルやゴルフ場建設資金に当てる保証債発行に必要な政府許可が得られないと考えれば、当初オプション期間中何時であっても(at any time)自由裁量で(at their sole discretion)解約する権利があります。解約には事前通告(prior notice)の必要もなければ、解約が原告の管理外にある外部事象に依存している訳でもありません。原告の権利は本質的に内容が主観的(subjective in nature)です。連邦地裁によれば、これも疑似約束の根拠となります。」

荒井「約束者の支配内にある将来事象発生が約束履行の条件となっているときは、約束は擬似的であると判示した先例 がありますね。」

馬場「プエルト・リコの制定法にも、『一方当事者の独占的意思に左右される条件付義務が含まれる契約は無効である。』 や『契約の有効性や履行を契約の一方当事者の意思に任せてはならない。』 と言った定めがあります。」

土井「それなら、連邦地裁の判断は妥当です。論拠に筋道が通っています。」

荒井「誰でも一応は納得します。しかし、万事簡単に済まないのが世の常です。」(笑い)

馬場「先程荒井さんが示された判例は、契約書が当事者未署名の段階で起きた事件です。そこが本件との違いだと連邦控訴裁判所は言っています。」

千葉「当初オプション期間の有効性については被告も争っていません。」

荒井「しかし、先程千葉君が解説した連邦地裁の論拠から判断すると、11月6日付書簡だけでなく、原オプション契約自体が無効となりかねません。」

馬場「一方当事者が有する事前通告なく、何時でも、自由裁量で、解約する権利ですね。」

荒井「疑似約束の典型例です。その意味で連邦地裁の判決は若干混乱しています。」

土井「拘束力ある契約(binding contract)が既に存在すると？」

千葉「信義則ですか？」

馬場「不動産取引のため融資獲得に務める原告の義務は誠実に履行しなければなりません。」

土井「契約法リステートメントは、『契約の誠実な履行(good faith performance)乃至強制は、合意された共通目的への信義と相手方当事者の抱く正当な期待への調和を、強調するものである。』とっていますね。」

荒井「全くその通りです。プエルト・リコ法も契約当事者に誠実履行義務を課しています。プエルト・リコ地区連邦地裁の判決に、『契約両当事者が負う誠実要件は・・・契約関係が存続する限り当事者間に於ける全接触の指針となる。』と言った表現が現れますし、コモンウェルス最高裁の判例に、『法により契約当事者が負担する義務は、明白に規定された義務に留まらず、事柄の本質によっては、誠実履行から生じる結果に及ぶことがある。』と判示したものがあります。」

土井「コモンウェルス最高裁ですか？」

荒井「そうです。プエルト・リコの連邦内での地位は州(state)ではなく、コモンウェルス(commonwealth)です。」

馬場「第 1 巡回区連邦控訴裁判所判決に戻ります。判決によれば、誠実履行義務を果たすため原告は第三者と交渉して不動産取引に要する融資獲得に務めなければならませんでした。」

千葉「原告はプエルト・リコ観光局やチ・チ・ロドリゲスと交渉しています。」

馬場「判決はユタ州最高裁判例の一節を引用しています。『約束者の全支配下にはない或る事象の生起を停止条件として約束者が解約権を留保しても、約束は疑似約束とならず、従って契約は無効とならない。そして約束者自身が原因乃至条件の判断者であるとしても、約束者は誠実に義務を履行しなければならない。』この後段の文章はコービン契約法からの引用です。」

土井「観光局やロドリゲスとの交渉は、契約の要求する誠実な履行に相当するのですね。」

馬場「その通りです。不動産取引が成功した暁に 100 万ドル支払うとの原告の約束には何ら擬似的なところはないとの結論です。」

千葉「ところで気になることがあるのです。」

荒井「何でしょう？」

千葉「被告は原告の 100 万ドル不払いを主張したのですが、連邦地裁はこれを成功報酬と判断して、原告のサマリー・ジャッジメントを認めました。そこまでは良いのです。しかし地裁は続けて、100 万ドルの支払期が被

告主張の通り書簡署名時であるとする、支払がないため約因欠缺(lack of consideration)によって11月6日付書簡は無効になると言っています。」

馬場「少し変ですね。」

荒井「確かに無効な契約と契約違反を混同しています。合意した約因の不払いは契約違反を構成しますが、基礎の契約が無効となることはありません。」

土井「千葉君の殊勲です。(笑い)この事件はこれで終わりですか？」

荒井「未だ論点が残っています。土井君にも察しが付くはずです。」

土井「えーと。(暫く考えた後)判りました。起草者不利の解釈原則(contra proferentem)ですね。」

馬場「ピン・ポーン、正解です。」(笑い)

荒井「お茶が入ったようです。暫く休憩します。」

荒井夫人が緑茶に大福を添えてくれた。大豆餡が健康に良いとテレビの健康番組が盛んに紹介している。効用の程はどうであろうか？

最近、製造物責任訴訟での損害賠償額が急激に上昇している。陪審裁定額の間値で捉えると、1993年の50万ドルから1999年の180万ドルへと3倍以上の金額である。この金額には懲罰的損害賠償金は含まれていない。この上昇傾向は過去3年間に顕著であった。

ところが逆に、訴訟件数は減少している。連邦裁判所に提訴された事件数を見ると、1997年の32,856件から2000年の14,428件へと、過去4年間で半数以上に減っている。理由の一因に、1993年から1999年にかけて連邦最高裁が下した一連の判決が挙げられる。製造物損害賠償訴訟では専門家証言(expert witness)が成否の要となるが、証人の資格基準が厳しくなったのである。

話が尽きないが、お変わりのお茶を頂いたところで、本論に戻った。

荒井「次の問題は、被告の言うように11月6日付書簡が文意不明瞭であるため、被告有利に解釈すべきかどうかです。」

千葉「書簡の起草者は原告の弁護士でした。」

土井「文言が不明瞭(ambiguous)で多義に解釈可能なときは、起草者の相手方に最も有利な解釈を採用するのがコントラ・プロファレンタムです。」

馬場「11月6日付書簡は、当初オプション期間に付き、証書3条a項に記載した期間の延長を求めると記しています。ところが、3条a項には『独占的、取消不能第1順位選択権』と記されているのみで、期間を定義しているのは証書3条b項です。しかしこれは、単なるミスタイプでしょうから、重要事実に関する真の争点(a genuine dispute of material fact)とまで

は言えません。」

土井「サマリー・ジャッジメントに問題は無かった？」

荒井「しかし別の箇所が文意不明瞭です。」

馬場「書簡は当初オプション期間に対して原告が提供した保証金 10 万ドルの結末に言及していません。原告は、保証金返還を求めることなく、保証金を自己の完全な管理から外に置く危険を、11 月 6 日以降も、継続して負担したと言います。つまりこの甘受した不利益が 11 月 6 日付書簡の約因である主張したのです。しかし被告は、当初オプション期間の終了した 11 月 4 日以降は原告の保証金返還請求権は消滅したと反論しました。」

千葉「当初オプション期間の終了日が 11 月 4 日であるのに、遅れて 11 月 6 日に会合を開いた意義についても書簡は何も述べていませんね。」

馬場「それも不明瞭です。当初オプション期間を 11 月 6 日まで延長することに被告は同意したと原告は言いますが、被告側は、第 2 次オプション期間開始に必要な 2 回目の保証金 10 万ドルの受領を 11 月 6 日まで伸ばしたに過ぎないと考えているのです。」

土井「11 月 6 日の会合は、取引崩壊を救う両者の思惑が一致したからこそ開かれたのでしょうが、肝心のところで決め忘れがあった。」(笑い)

荒井「そうです。沈黙が不明瞭の根源です。和解契約に当事者の同種事業競合の可否が謳われていないとき、『契約上の沈黙は当事者意思に関して疑いの念を起こさせる。』と示した判例 があります。」

千葉「遺憾ながら、11 月 6 日付書簡が文意明瞭であると判断した連邦地裁判決は誤りでした。」

荒井「報告者が謝ることはない。」(笑い)

土井「プエルト・リコ法も他州と同様に起草者不利の解釈が採用されるのでしょね。」

馬場「契約の不明瞭文言を、不明瞭の誘因となった当事者の有利に解釈することは許されません。制定法に規定 があります。」

土井「契約が文面上明瞭であるときは、裁判所が契約の意味をサマリー・ジャッジメントで述べることは許される筈です。しかし契約が不明瞭なときはどうなるのでしょうか？」

荒井「契約が不明瞭であっても、矛盾する複数解釈の中に、提出された外部証拠(extrinsic evidence)によって裏付けられる唯一の解釈が存在する限り、裁判所はサマリー・ジャッジメントを下せません。しかし、不明瞭契約を解釈する上での関連する外部証拠に、争いまたは矛盾が存在するときは、サマリー・ジャッジメントは不適當です。」

馬場「この事件では外部証拠に争いがあり、而も相互に矛盾しています。」

土井「正式事実審理(trial)が必要と言うことですね。」

千葉「コントラ・プロファレンタムを適用するのは事実認定者(factfinder)、つまり陪審または非陪審の事実審裁判官、の務めになりますね。」

土井「原審差戻しで決着ですか？」

荒井「何も急くことはない。(笑い)未だ問題が残っています。」

土井「さて、何だろう？」(笑い)

千葉「パロール・エヴィデンス・ルール(parol evidence rule)ですか？」

荒井「そうです。」

馬場「プエルト・リコのパロール・エヴィデンス・ルールでは、不明瞭契約条項に関し外部証拠の採用が認められています。当事者意思確定のために、『契約時及び事後に於ける当事者行為に専ら注目すべきである。』と規定しています。結局、第 1 巡回区連邦控訴裁判所は、当初オプション期間に対して原告が預託した保証金 10 万ドルの処分方法に関する当事者意思確定のため、陪審は当事者の行為を検討すべきであると指示して、事件を原審に差戻しました。」

土井「連邦地裁による疑似約束の判断は、原告の期待通り、破棄されましたが、原告の予期に反し、11 月 6 日付書簡の不明瞭さが顕在化したのですね。」

千葉「100 万ドルの手数料が成功報酬であるとの連邦地裁判決に関して、被告は控訴しませんでした。控訴していれば結果はどうなっていたでしょうか？」

荒井「控訴裁判所は、11 月 6 日付書簡の不明瞭さを示す一例として、手数料 100 万ドルを判決文の注釈に挙げています。しかしこれが成功報酬であるか否かについての判断は、当然ながら、留保しています。」

土井「この研究会で第 1 巡回区連邦控訴裁判所判決を取上げたのは初めてですね。」

千葉「管轄地はメイン州、マサチューセッツ州、ニュー・ハンプシャー州、ロード・アイランド州、及びプエルト・リコです。」

荒井「これは余談ですが、現在の連邦最高裁には、第 1 巡回区連邦控訴裁判所出身の判事が 2 人います。スーター判事(Justice David Hackett Souter)とブレイヤー判事(Justice Stephen G. Breyer)です。」

土井「他の判事は？」

荒井「余談のまた余談ですね。(笑い)コロンビア特別巡回区が 3 判事、第 7 巡回区と第 9 巡回区がそれぞれ一人ずつです。残る 2 判事は連邦控訴裁判所出身者ではありません。一人は司法次官補、一人はアリゾナ州控訴裁判所出身です。」

千葉「ニュー・ヨーク州を管轄する第 2 巡回区に出身者がいないのは意外です。他の巡回区より抜きんできていると考えていたのですが？」

馬場「任命者が大統領ですから政治色が出るのでしょうか。」

荒井「そこまで話題が逸れるなら、事の序でに話しておきましょう。(笑い) ブッシュ政権が発足して未だ 2 ヶ月弱と言うのに、ホワイト・ハウスは既に連邦裁判所判事(federal judgeships)の候補者 50 人以上の面接を済ませています。全米連邦裁判所の判事数 862 の内 100 が現在空席のままです。控訴裁判所判事の空席は 29 です。巡回控訴裁判所は 13 ありますが、判事の党派構成を見ると、8 巡回区が共和党多数、2 巡回区が民主党多数、3 巡回区が両党同数です。」

馬場「のんびり構えていたクリントン政権と対照的ですね。ところで、ブッシュ政権が判事任命を急ぐ理由は何でしょう？」

荒井「連邦裁判所判事の任命には上院の承認が必要です。前回の研究会でお解りのように、上院は現在共和・民主両党の議員数が 50 対 50 の同数です。チェニー副大統領が議長を務め、可否同数の場合の議決権を持っていますから、共和党が多数と言っても良いのです。しかし共和党議員が一人でも引退すると、上院での判事承認が難航しかねません。これは右翼色顕著なアッシュクロフト司法長官(Attorney General John D. Ashcroft)の承認が延引したことから理解できます。」

土井「ところで、プエルト・リコの不動産取引に関する控訴審判決はどうなったのですか？」

馬場「私の報告はとうに終わっています。」(笑い)

千葉「脇道に逸れた責任は土井君にあります。」(笑い)

荒井「責任と言う程でもないでしょう。余談はそれなりに有意義でした。疑似約束については次回も継続して研究することとして、今日の会はこれで終わります。皆さんお疲れさまでした。」

馬場・千葉・土井(異口同音に)「有り難うございました。」

今日は皆、帰りを急がぬと見えて、酒杯を重ねる談論が深更に及んだ。

製造物責任訴訟の話が続く。最高裁判決により証言の敷居が高くなったため、原告弁護士は複数専門家を起用し、証言を裏付ける証言、更にはそれを支持する証言を準備する必要に迫られた。勢い訴訟費用は高騰している。10 万ドルを超えることは屢々だ。原告弁護士の報酬は全面成功報酬(contingent fee)であるため、或る著名な弁護士は次のように言う。少なくとも 2 百万ドルの賠償金を取れる確信がなければ事件を引き受けない。50 万ドルの事件に 30 万ドル費やすことは愚かであると。少額訴訟が不可能になり、訴訟代理人を見

付けられない被害者が多くなった。

次に話題は思わぬ方向に飛んだ。

中国でもワープロの普及が進んでいる。そのためペンを取ったとき、永年使用してきた漢字を思い出せないとの悩みが聞かれる。中国では漢字は統一と分断の象徴であった。口語会話が多数の方言に分かれても、文字が架け橋となって、多方言の国民を結合していた。中国は簡略体に移行し、台湾では康熙字典以来の伝統的字体が用いられる。これが国家分断の証でもあった。筆記体は人の性格を表すとも言われる。読書力は維持できても、筆写能力が脳内から薄らいでいく。ただ事ではない。卓上計算機の普及で暗算能力が落ちた過去の悩みとは若干事情が異なるようである。

Adria International Group, Inc., et al. v. Ferré Development, Inc., et al. (1st Cir. 2001), <http://laws.findlaw.com/1st/001526.html>

Uniform Commercial Code § 2-106

(3) "Termination occurs when either party pursuant to a power created by agreement or law puts an end to the contract otherwise than for its breach. On "termination" all obligations which are still executory on both sides are discharged but any right based on prior breach or performance survives.

(4) "Cancellation" occurs when either party puts an end to the contract for breach by the other and its effect is the same as that of "termination" except that the cancelling party also retains any remedy for breach of the whole contract or any unperformed balance.

Wightman v. Springfield Terminal Ry. Co., 100 F.3d 228, 230 (1st Cir. 1996); "Summary judgment is appropriate in the absence of a genuine issue of material fact, when the moving party is entitled to judgment as a matter of law." (See Fed. R. Civ. P. 56(c))

Guerra v. Treasurer, 8 P.R.R. 280 (1905); "By consideration is understood, for the purpose of determining the existence of a contract, the benefit or benefits which one party receives from the other, or the latter obligates himself to confer upon the former, and to which he had previously no right; or also damages which one party suffers because of the other, and which he was not obliged to suffer, the existence of the said benefits or damages being the reason which caused the other party to obligate himself.

Crellin Technologies, Inc. v. Equipmentlease Corp., 18 F.3d. 1, 8 (1st Cir. 1994); "when the promised act is conditioned on the occurrence of a future event within the control of the promisor, the promise is illusory."

P.R. Laws Ann. 31 § 3043 (1990); "a contract is void if it includes a conditional obligation that depends on the 'exclusive will' of one party"

P.R. Laws Ann. 31 § 3373 (1990); "The validity and fulfilment of contracts cannot be left to the will of one of the contracting parties."

Restatement (Second) of Contracts § 205a (1981); "Good faith performance or enforcement of a contract emphasizes faithfulness to an agreed common purpose and consistency with the justified expectations of the other party."

An-Port, Inc. v. MBR Industries, Inc., 772 F.Supp. 1301, 1304 (D.P.R. 1991); "The requirement of good faith between the parties in a contract must guide all contacts between the contracting parties during the existence of the relationship."

AMECO v. Jaress Corp., 98 P.R.R. 820 (1970); "contracting parties have obligations by law that extend 'to cover not only what has been expressly stipulated, but also the consequences which, according to their nature, are in accordance with good faith"

Resource Management Co. v. Weston Ranch and Livestock Co., Inc., 706 P.2d 1028, 1038 (Utah 1985); "[T]he reservation by a promisor of a power to cancel upon the occurrence of some event not wholly controlled by the promisor himself does not render this promise illusory or the contract invalid. 'Even if the promisor is himself to be the judge of the cause or condition, he must use good faith and an honest obligation.'"

1A Corbin on Contracts § 165 at 86-87 (1963)

Catullo v. Metzner, 834 F.2d 1075, 1079-80 (1st Cir. 1987); "[t]his silence creates doubt as to the intention of the parties."

P.R. Laws Ann. 31 § 3478 (1990); "[t]he interpretation of obscure stipulations of a contract must not favor the party occasioning the obscurity.)

P.R. Laws Ann. 31 § 3472 (1990); "attention must principally be paid to [the parties] acts, contemporaneous and subsequent to the contract,"

(註) 初出：「海事法研究会誌」(第 161 号)「やさしく学ぶアメリカ契約法
第 15 回」2001.4.1((社)日本海運集会所

© Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved